

平成 25 年度土壌汚染対策法の施行状況及び 土壌汚染調査・対策事例等に関する調査結果について



環境省が毎年度調査している土壌汚染対策法(平成 14 年法律第 53 号)の施行状況等について、平成 25 年度の結果を取りまとめました。

全国 47 都道府県及び 110 政令市を調査対象として、平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に、法第 3 条、第 4 条、第 5 条、第 14 条に基づく土壌汚染状況調査を実施した事例や区域指定の状況等について報告を求めました。

都道府県及び政令市においては、土壌汚染対策法に基づき、土壌汚染状況調査による土壌汚染の把握、区域指定による汚染土壌の適正な管理が行われています。平成 25 年度において法に基づく調査結果が報告された件数は以下の表の通りです。

<法に基づく調査結果報告件数>

法第 3 条調査	法第 4 条調査	法第 5 条調査	法第 14 条調査	合計
240(2,414)	150(718)	0(5)	298(931)	688(4,068)

※()内は法施行(平成 15 年 2 月 15 日)からの累計

<区域指定件数>

要措置区域	形質変更時届出区域	合計
73(270)	407(1,401)	480(1,671)

※()内は改正法施行(平成 22 年 4 月 1 日)からの累計

当社では、土壌環境調査に長年の実績と豊富な経験があります。ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

資料 平成 27 年 6 月 16 日付 環境省報道発表資料

土壌環境箇所 坂田旭子

水道 GLP における亜硝酸態窒素の認定範囲の拡大が承認されました！

当社では、2012 年に水道 GLP(水道水質検査優良試験所規範)の認定を取得しましたが、この度、2014 年 4 月に水道法の改正において追加された亜硝酸態窒素においても拡大申請が承認され、高い信頼性と精度が確保されていることを第三者機関(日本水道協会)から認められました。

